

確定申告書は早めに提出を

2月18日(月)～3月15日(金)

2月1日(金)～3月15日(金)は、青梅税務署の駐車場は使用できません。(身障者用車両を除く)
この期間は、河辺とうきゅう店の駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがあるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。
会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、長時間お待ちいただくことや、申告内容によっては、作成に相当の時間を要しますので、余裕を持ってお越しください。

平成30年分の所得税・復興特別所得税の確定申告書の提出・納税

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

受付時間 午前8時～午後5時

※相談の受付時間は午前8時30分～午後4時

※相談は午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く

会場 青梅税務署

※還付申告をする方は、2月15日(金)以前でも確定申告書を提出できます。

※復興特別所得税の計算・記載漏れにご注意ください。

個人の方については、平成25年分から49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することになります。

※公的年金等の収入金額の合計額が40万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別

所得税の確定申告をする必要はありません。(外国の年金がある方を除く)
ただし、この場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
また、所得税および復興特別所得税の申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。
住民税に関する詳細は、市市民税課市民税係へお問い合わせください。
▽30年分の贈与税の申告書の提出・納税：2月1日(金)～3月15日(金)
▽30年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出・納税：1月4日(金)～4月1日(月)
納期限までに納付しないと延滞税がかかる場合があります。期限内に納付できない場合は、電話☎22・3185(自動音声)で案内していますので、「2」を選択してください。で青梅税務署徴収部門へ早めにご相談ください。

梅税務署徴収部門へ早めにご相談ください

申告書作成会場の開設

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書、贈与税の確定申告書の作成会場を開設します。
開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)
※土・日曜日を除く
受付時間 午前8時30分～午後5時
※相談の受付時間は午前8時30分～午後4時
※相談は午前9時～午後5時

2月24日(月)～26日(水)は立川税務署でも受け付けます

申告書の作成アドバイス、用紙の配布、申告等の受付を立川税務署で合同で行います。
受付時間 午前8時30分～午後5時
※相談の受付時間は午前8時30分～午後4時
※相談は午前9時～午後5時

この医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。医療費控除の改正に伴い、29年分の確定申告から、「医療費の封筒」(医療費の明細書が印刷してある封筒)は、税務署や市の窓口準備がありませんので、医療費控除の添付書類として領収書等を提出する場合には、必要に応じて封筒をご用意ください。
※29～31年分の確定申告については、28年分までと同様、医療費の領収書の添付または提示により代えることもできます。

医療費控除を受けるための手続きが変わりました

29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書の提出は不要となりますが、医療費の領収書は、ご自宅5年間保管する必要があります。また、税務署から求められたときには、領収書を提示または提出しなければなりません。

申告書や青色申告書などを国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することで、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。
作成したデータは、プリントアウトして「書面」により提出することもできるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して提出することもできます。

にせ税理士およびにせ税理士法人に「ご注意ください」

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成および税務相談などの税理士業務を行うことができるのは、法律で税理士、税理士法人等に限定されています。税理士でないのに、税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。
お問い合わせ 東京税理士会青梅支部 ☎23・2331

e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告はe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。
e-Taxは、自宅やオフィス等から、インターネットを利用して、申告・申請・届出・納税等ができる便利なシステムです。
▽マイナンバーカードの取得：e-Taxで申告等データを送信する際には、事前にマイナンバーカードに標準搭載されている電子証明書が必要になります。マイナンバーカードの申請は、マイナンバー通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を添付し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で地方公共団体情報システム機構に郵送で申請してください。
e-Tax利用のメリット(所得税) 添付書類の提出または提示の省略：源泉徴収票の記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります) 申請について、詳しくは、個人番号カード総合サイト www.kojinbangou-card.go.jp/ をご覧ください。

市民センターの出張申告受付の廃止

地方税制度改正により税計算等が複雑化したことで、市民センターでの申告受付の継続が困難となったため、今年度から出張申告受付を廃止します。
代替として、市役所市民税課で、休日申告受付を実施します。
日時 2月24日(日) 午前9時～11時30分、午後1時～4時
会場 市民税課(市役所1階)

にせ税理士およびにせ税理士法人に「ご注意ください」

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成および税務相談などの税理士業務を行うことができるのは、法律で税理士、税理士法人等に限定されています。税理士でないのに、税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。
お問い合わせ 東京税理士会青梅支部 ☎23・2331

市民センターの出張申告受付の廃止

地方税制度改正により税計算等が複雑化したことで、市民センターでの申告受付の継続が困難となったため、今年度から出張申告受付を廃止します。
代替として、市役所市民税課で、休日申告受付を実施します。
日時 2月24日(日) 午前9時～11時30分、午後1時～4時
会場 市民税課(市役所1階)

e-Tax利用のメリット(所得税)

添付書類の提出または提示の省略：源泉徴収票の記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります) 申請について、詳しくは、個人番号カード総合サイト www.kojinbangou-card.go.jp/ をご覧ください。

お問い合わせ

▽e-Taxの操作について：e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901 ※つながらない場合は ☎03・5638・5171 へお問い合わせください。
受付時間 月～金曜日 午前9時～午後8時 ※祝日を除く
※1月15日(火)～3月15日(金)の月～金曜日、2月17日・24日、3月3日・10日の日曜日は午後8時まで

お問い合わせ

▽e-Taxの操作について：e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901 ※つながらない場合は ☎03・5638・5171 へお問い合わせください。
受付時間 月～金曜日 午前9時～午後8時 ※祝日を除く
※1月15日(火)～3月15日(金)の月～金曜日、2月17日・24日、3月3日・10日の日曜日は午後8時まで

お問い合わせ

▽e-Taxの操作について：e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901 ※つながらない場合は ☎03・5638・5171 へお問い合わせください。
受付時間 月～金曜日 午前9時～午後8時 ※祝日を除く
※1月15日(火)～3月15日(金)の月～金曜日、2月17日・24日、3月3日・10日の日曜日は午後8時まで